

## よくある質問

**Q 届出書はどこに提出すればよいですか。**

A 届出書は、マンション所在の区市町村で受け付けています。

**Q 届出内容は外部に公表されますか。**

A 届出の内容について、公表は行いません。届け出られた情報は、マンション施策の検討の基礎資料として利用いたします。

**Q 親族で区分所有をしている場合も、届出の対象になりますか。**

A 都及び区市町村は、届出書を受理することによってはじめて、ご親族で所有をされている等のマンションの所有形態などのマンションの基本情報や管理状況を把握することができます。

そのため、昭和 58 年以前に建築され、かつ住宅用途<sup>※</sup>の 6 以上の区分所有の区画がある建物は、それらが親族で所有している場合であっても、届出の対象に該当します。

※ 「住宅用途」は、使用実態ではなく、不動産登記簿記載の用途により決定します。

**Q 事務所や店舗などが入っている複合ビルの場合も、届出の対象となりますか。**

A 複合ビルの場合でも、昭和 58 年以前に建築され、かつ住宅用途<sup>※</sup>の 6 以上の区分所有の区画が含まれている建物は、届出の対象に該当します。

※ 「住宅用途」は、使用実態ではなく、不動産登記簿記載の用途により決定します。

**Q 要届出マンションを管理している管理会社が届出書を提出してもよいですか。**

A 条例上、届出を行うのは管理組合です。

ただし、管理組合の管理者等からの依頼を受け、管理会社の方が区市町村窓口等への届出書の提出等、手続を代行することは問題ありません。

**Q 変更の届出を行う場合の手続を教えてください。**

A 変更の届出は、「第 2 号様式」を使用し、変更箇所のみご記入ください。変更の届出は、初回の届出と同様、郵送、持参、オンラインでの届出にて受け付けております。

なお、5 年に 1 度行う更新の届出は、変更の手続とは異なり、すべての届出項目について改めて届出を行うものです。